

議案第53号

市道路線の変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年6月9日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり変更する。

旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
旧	4-3329 号線	つくば市大角豆 940 番 2 地先から	
		つくば市大角豆 879 番 1 地先まで	
新		つくば市大角豆 940 番 2 地先から	
		つくば市大角豆 892 番 1 地先まで	

（提案理由）

道路の一部払下げに伴い路線の終点を変更するため、この案を提出するものである。

つくば市 6月定例会

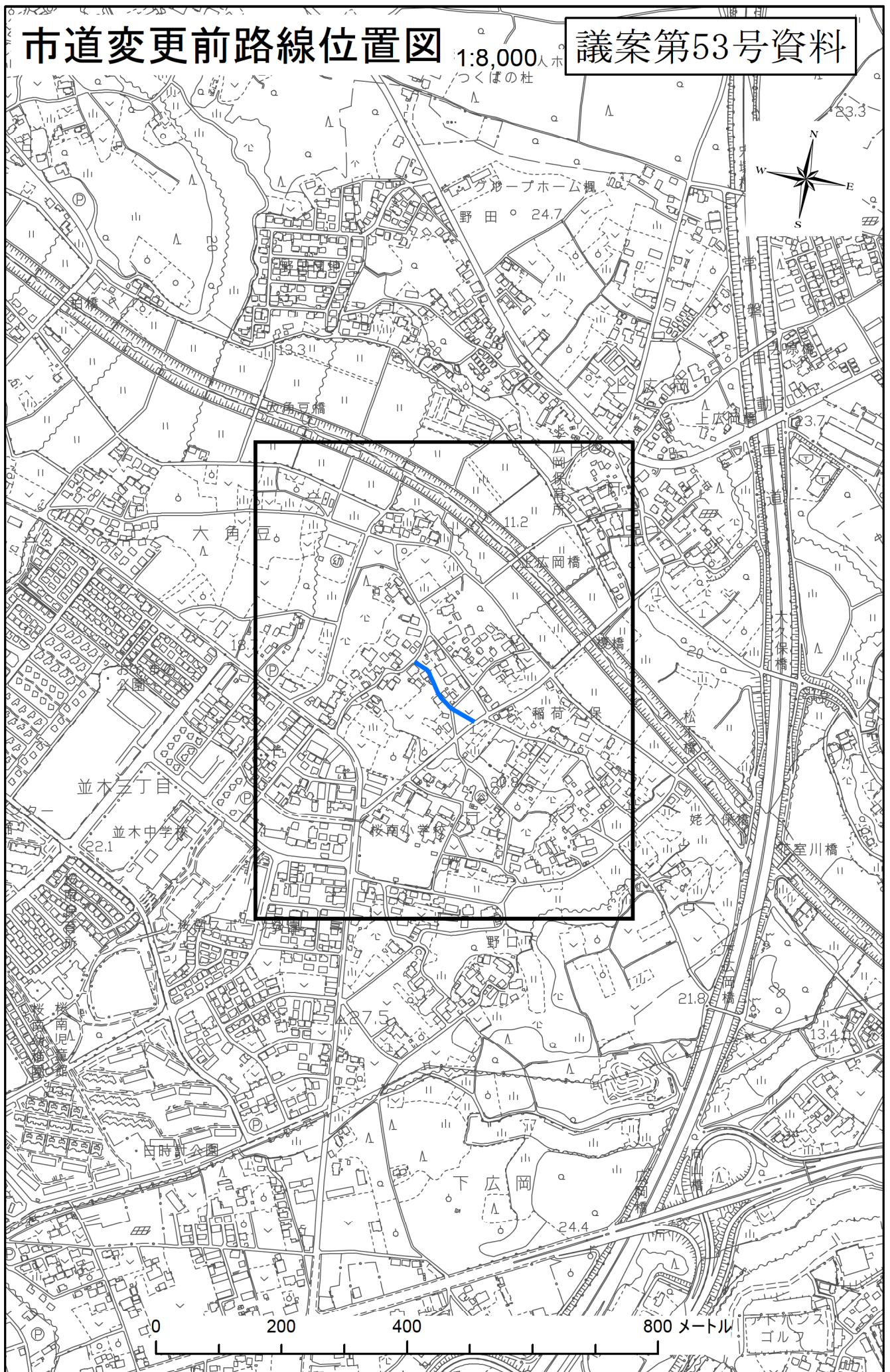
市道路線変更図面

目 次

旧新別	路 線 名	起 点	理由	頁	延長(m)
		終 点			
旧	4-3329号線	つくば市大角豆940番2地先から	払い下げのため	1, 3	139.1
		つくば市大角豆879番1地先まで			
新		つくば市大角豆940番2地先から		2, 4	95.2
		つくば市大角豆892番1地先まで			

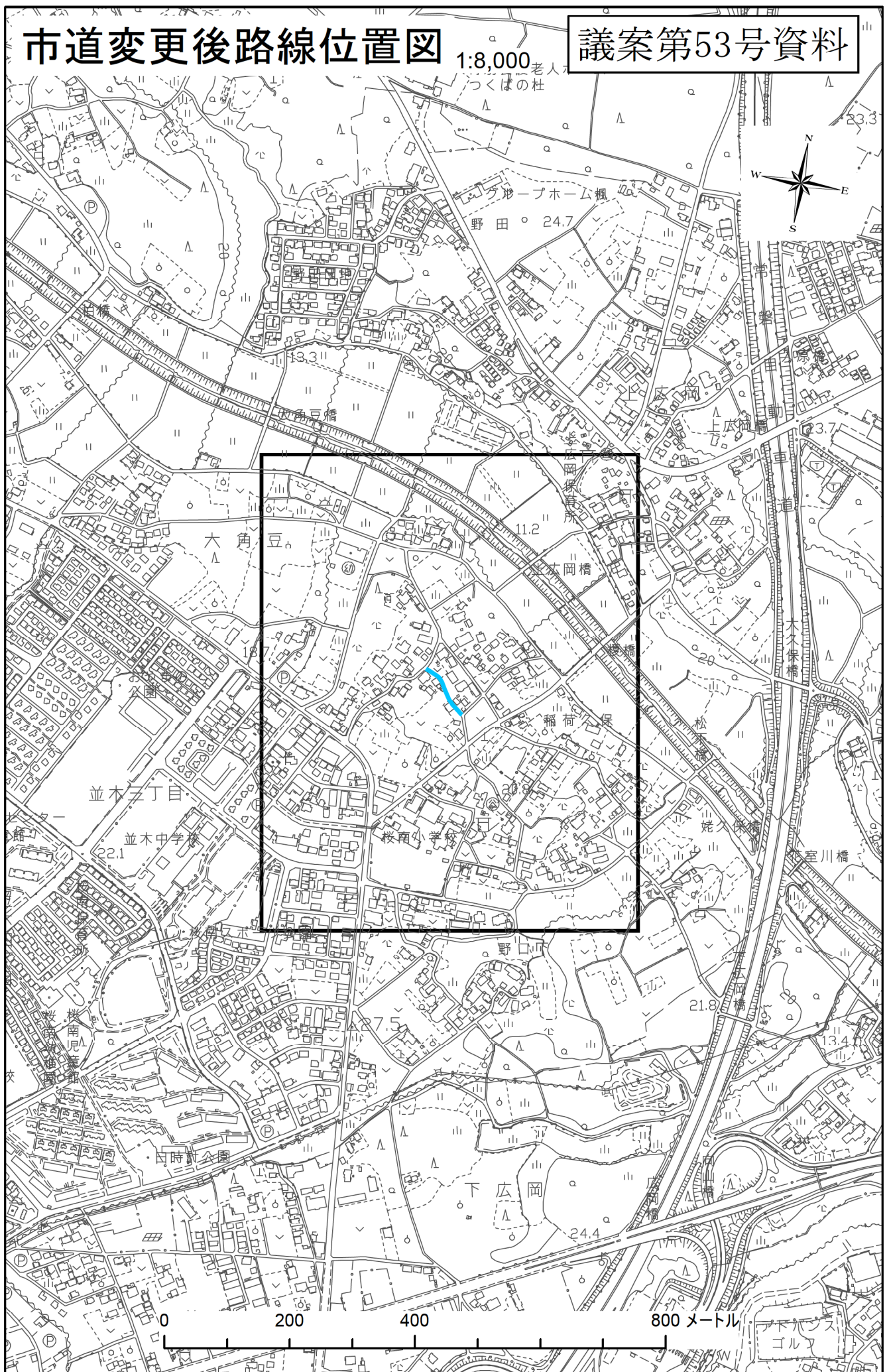
合計路線	1本
合計延長 (変更前)	139.1m
合計延長 (変更後)	95.2m

議案第53号資料



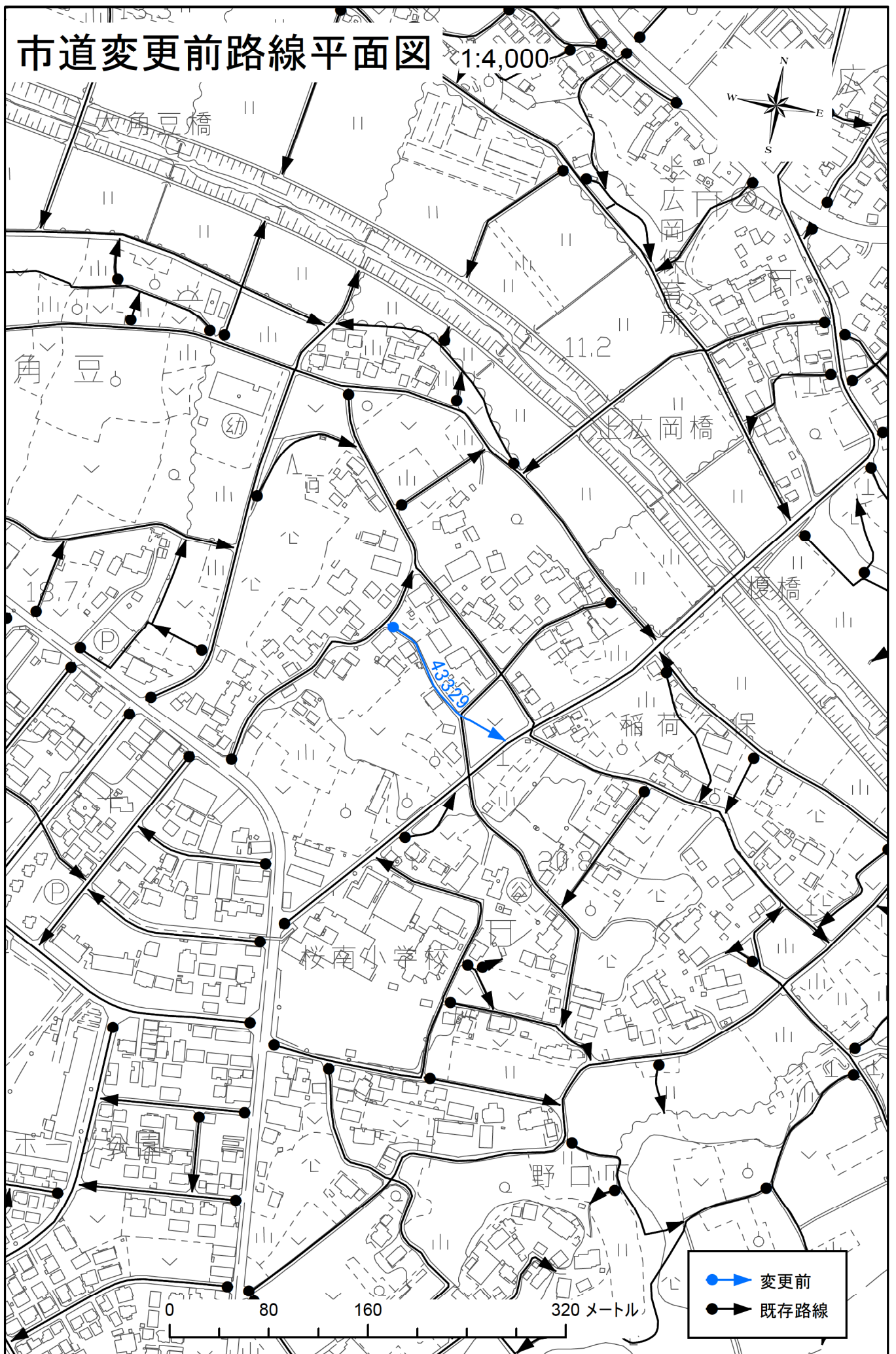
議案第53号資料

1:8,000



市道変更前路線平面図

1:4,000



市道変更後路線平面図

1:4,000

